

ごみを出すときの基本ルール

- ごみは、収集日の**午前8時30分までに**出してください。
- ごみ収集日は、地域ごとに異なりますので、毎年度配布するごみ収集日のカレンダー、ホームページやごみ分別アプリで確認してください。
- お住まいの決められたごみ集積場所以外は利用できません。
- 燃やせるごみは、週2回の決められた日に、燃やせるごみ集積場所へ出してください。
- プラスチック製容器包装は、週1回の決められた日に、燃やせるごみ集積場所へ**出してください。
- 資源ごみ(プラスチック製容器包装を除く。)、危険ごみは、月1回の決められた水曜日(自主搬入を行っている自治会を除く。)に、資源ごみ・危険ごみ集積場所へ出してください。
- 燃やせないごみは、月1回の決められた日に、燃やせないごみ集積場所へ出してください。
- 一辺が50cmを超えるものは、粗大ごみになります。直接クリーンセンターへ持ち込むか、申し込みによる有料収集を利用してください。
- 資源ごみ・危険ごみ・燃やせないごみについて、クリーンセンターへの自主搬入を行っている自治会にお住まいの方は、各自治会の排出ルールに従ってください。
※自主搬入とは、燃やせないごみなどを市の収集によらず、自治会自らが処理施設へ搬入するもので、各自治会において、毎月1回、日曜日を中心に排出日時を決めて実施されています。

【参考】自主搬入を行っている自治会 (69自治会)

令和6年4月現在

地域	自治会名	地域	自治会名	地域	自治会名
牟礼	末田	華浦	東石が口	中関	北山手
	浮野		石が口		東海社宅
	沖田		新道		中浦
	今宿		自力東町		北浜内
	岩畠		松原	華城	大藪一区
松崎	国衛		晒石		大藪二区
	多々良	新田	東須賀		鍛冶屋河内
	前小路		西田中		古谷河内
	上天神町		間屋口		四辻
	国庁通		古浜		小徳田
	緑町		横入川		開出西
	共進町		古前町		地神堂
	迫戸		西須賀		伊佐江
			上新田		大塚
佐波	新橋	野島	野島地域自治会連合会		中河内
勝間	車塚	向島	中村		下河内
	東車塚	中関	上地		前開作
	鋳物師		鶴中浜	西浦	半田
	局の内		中新前町	右田	芝生
	警固町		下新前町	玉祖	居合
	西勝間		浜内	大道	西山
	東勝間		北側		
	港町		華南一区		
			南山手		
華浦	堀口通				
	岡村町				